平成２９年（フ）第７８号
秋田県湯沢市岩崎字岩崎41番地
破産者　高橋　太一
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第８３号
秋田県横手市根岸町６―43　生活訓練施設「やまぶき」、住民票上の住所秋田県横手市南町11番56号　かねや南ハイツ303号
破産者　石戸谷　英
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１７９３号
東京都東村山市恩多町１丁目36番地32
破産者　小板橋研児
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７６号
岐阜市茜部大野２丁目215番地２　（シティハイム城南　A棟　203号室）
破産者　伊東清司こと　関　清司
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９２号
岐阜県羽島市上中町長間2892番地１
破産者　オートプロデュースコウノこと　河野　徹也
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９４号
愛知県岡崎市江口３丁目３番地５　ハイビレッヂ江口305、開始決定時の住所愛知県岡崎市六名本町12番地１　パナハイツアーバンA―102
破産者　淺岡　秀一
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
愛知県安城市浜富町８番地10　レジデンス市川303、前住所愛知県安城市小堤町12番15号アビヨン堤東―２
破産者　**佐藤**　誠二
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
愛知県安城市百石町２丁目17番地４　ニューハイツ百々目木１号室
破産者　榊原正比古（旧姓星野）
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
愛知県刈谷市下重原町５丁目40番地１　シャトレー重原南館202号
破産者　文栄　礼奈（旧名冷子）
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
愛知県岡崎市六名新町４番地２　キングスコート六名公園　513
破産者　岡村　康仁
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
鳥取県八頭郡八頭町船岡殿359番地、旧住所鳥取県八頭郡船岡町大字殿359番地
破産者　山本　善實
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９５号
宮崎市清武町木原5522番地20
破産者　松永　広茂
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８５号
鹿児島県鹿児島市原良６丁目14番15号
破産者　丸山　順治
1　決定年月日　平成29年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第７９８４号
東京都中野区南台５丁目27―32―704
破産者　小沼　和子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９９５号
東京都板橋区大和町10―６―210
破産者　高橋　利之
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４１２号
東京都渋谷区神宮前３丁目37―１―414
破産者　堀内　勇作
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０６８号
東京都中野区白鷺２丁目45―７―301
破産者　松岡菜穂子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９０３号
東京都中央区八丁堀４丁目13番５号
破産者　株式会社プレ企画
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部